

## 就学先が決定するまで

平成 25 年 9 月 1 日 障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改正されました。

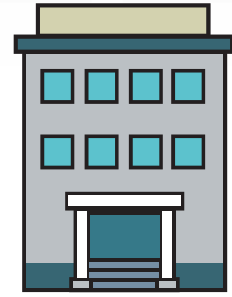


保護者

保護者の意向

就学前の  
健康診断

市町(組合)教育支援委員会  
による就学相談の実施



市町(組合)教育委員会

## 総合的な判断による就学先の決定

府巡回

### 小・中学校へ就学

通常の学級

特別支援  
学級

通級指導教室の活用

交流及び  
共同学習

### 特別支援学校へ就学

視覚障害

聴覚障害

知的障害

肢体不自由

病弱・身体虚弱



### ポイント

まずはお子さんの発達や障害の状況を正しく理解することです。  
次にどんな「学びの場」があるのかを知ることが大切です。



御家庭に届く就学通知は、地域の小・中学校に就学する場合はお住まいの市町(組合)教育委員会から、特別支援学校に就学する場合は京都府教育委員会から送付されます。

教育支援委員会等では、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情から、最も適当と思われる就学先を総合的に判断します。

市町(組合)教育委員会の就学相談のほかに、京都府教育委員会でもお子さんの就学についてお悩みの保護者に対し、「京都府就学巡回教育相談」を実施しています。